

中部支社入札監視委員会定例会議（第 24 回）議事概要

1 開催日 平成 28 年 5 月 30 日（月）

2 場 所 独立行政法人都市再生機構中部支社（第一会議室）

3 入札監視委員会委員

[委員長]

太田 勇（弁護士）

[委員]（五十音順）

河辺 伸二（名古屋工業大学教授）、竹内 伝史（岐阜大学名誉教授）、玉越 清美（公益社団法人顧問）

4 審議対象期間 平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

5 抽出件数

		区分	抽 出 件 数
工 事	1	落札率が高い契約	1 件
	2	一者応札・応募の契約	1 件
	3	一定の関係を有する法人との契約	1 件
	4	契約方式の区分の分散に配慮しつつ抽出する契約	2 件（1 件）
業 務	1	落札率が高い契約	1 件（1 件）
	2	一者応札・応募の契約	1 件
	3	一定の関係を有する法人との契約	1 件
抽出件数（計）			8 件（2 件）

（注）抽出件数の（ ）書は、事務所（独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 2 条第 7 号に定める「事務所」をいう。）の分任契約担当役の発注で内数である。

6 委員からの意見・質問及びそれに対する回答
別紙のとおり

7 委員会による意見の具申又は勧告の内容
なし

別 紙

	意見・質問	回 答
1	<p>【27-支-木場1号棟他3棟外壁修繕その他工事】</p> <p>・総合評価方式について</p> <p>① 価格点と技術点のバランスに留意すべき。本件工事では、落札者と次順位者の間で技術点の差が6点あり、入札価格 900 万円の差が逆転しているので、技術点1点が約 150 万円の価値があることになる。この金額について妥当と考えているか。技術点1点に相当する価格の適正な価値を見極めるとともに、価格点と技術点の比較を事後的にでもチェックするべきである。</p> <p>② 配置技術者の評価について、評価項目としての配点割合は高いが、高い配点割合に見合うだけ技術力に差が見られるものか。</p> <p>③ 過去の受注実績については、従来から総合評価の評価項目の一つとして評価してきているが、竣工後の評価も重要ではないか。</p>	<p>① 「総合評価ガイドライン」に基づき、案件ごとに技術点と価格点の割合、技術点の配分割合等を設定しており、価格点と技術点の適正なバランスを担保している。</p> <p>「総合評価ガイドライン」については、「総合評価委員会」（※外部有識者によって構成、本社主催）における審議を経て策定されており、技術点1点の妥当性の確認を含め、適正な技術評価となるよう議論をしている。その中で、価格評価だけではなく、日頃の履行に対する姿勢や安全性を担保する技術力などは技術評価点に反映して残していこうという議論を行っているところ。技術点1点が価格点のいくりに相当するかという点は、工事本体の価格によって変わってくるため、どの程度が適正なのかは常に問題意識を持って注視している状況である。</p> <p>② 事業者には技術力の差は存在する。そのため、総合評価における評価以外にも、品質確保の観点から工事成績評定や、事業者表彰を実施している。いずれも客観的基準に基づく評価である。</p> <p>③ 実績評価だけでなく、竣工後の評価も総合評価方式において、対応している。</p>
2	<p>【27-支-尾上5・6号棟外壁修繕その他工事】</p> <p>特になし</p>	<p>—</p>
3	<p>【28-江南他1団地植物管理工事】</p> <p>・競争参加資格にあるバックアップ体制は、どのような仕組みか。</p>	<p>・大曾根住まいセンターの管轄範囲で1か所、名古屋住まいセンターの管轄範囲で2か所の拠点工区につき、緊急時・災害発生時等における中小工区のフォローを求めている。特に小工区は、地元の小規模な業者が受注している工区もあり、当該小規模事業者が対応しきれない場合において、必ずバックアップ機能が発動されるようにしている。</p>
4	<p>【27-犬山市羽黒中央公園園地整備工事】</p> <p>特になし</p>	<p>—</p>

5	<p>【URコミュニティ】27-藤山台他塗装工事】</p> <p>・入札辞退の状況について</p> <p>① 10 者中辞退が8者となっているが、どういった理由で辞退しているのか。</p> <p>② 本件は3団地で1発注単位としているが、ロットを分散させるのと集約するのでは、事業者はどちらが入札参加しやすいのか。</p> <p>③ 参加者を増やすため、辞退を避けるため、どのような対応を取っているのか。</p>	<p>① 本件に限らず、昨今職人自体が不足しており、他の業務を請け負っている等の理由により、手が足りないケースが増えてきている。人員確保の見込みが立たないため辞退したと聞いている。</p> <p>② 集約した方が発注手続としては効率的であるが、集約しすぎると中小企業が受注できなくなる。官公需配慮も要請される公的発注機関として、発注単位の設定は慎重に行っているところ。</p> <p>③ 発注時期の平準化・前倒し、適正な発注ロットの設定や、受注者で工期を柔軟に選ぶことができる「フレックス工期制度」を導入するなど対応している。</p>
6	<p>【URコミュニティ】27-鳴子自然林再整備等工事監督業務】</p> <p>・指名対象事業者は3者しかいないのか。</p>	<p>・以前は「土木・造園」で工種を一括りにしていたが、平成27年度から「土木」と「造園」で工種を分割することとなった。そのため、一時的に指名事業者数が減っている。土木と造園の両方に指名願を出すことも可能なので、今後は業者に呼びかけ指名業者を増やす予定。</p>
7	<p>【アーバンラフレ星ヶ丘外10団地機械式駐車装置等保守点検業務】</p> <p>特になし</p>	<p>—</p>
8	<p>【豊成団地2号棟他1棟耐震改修設計業務】</p> <p>・総合評価方式について</p> <p>① 技術点（60点満点）の配分は非常に難しいと思うが、応札した2者の間で20点もの差がついている。技術点の配分は都度見直しているのか。</p> <p>② 本件では、事業者の過去の実績を技術評価の中で高く評価しているが、実績のある者の受注を期待するものか。</p>	<p>① 技術点の配分等については、「総合評価ガイドライン」に基づき運用しているが、当該ガイドラインは、外部有識者によって構成される総合評価委員会で点検を受けており、都度見直しを行っている。</p> <p>② 過去の実績というよりは、耐震設計の知識・経験を持っている者であることが業務の履行に際して重要になってくるため、技術評価の中で評価することとしている。コンサルタント業務は、実績を得るために低価格で入札するような事例もあるが、安全や品質などの面からそれでは困るので「総合評価ガイドライン」においては技術点を高めに設定しているところ。</p>

その他	<p>(総括表及び指名停止等の運用状況について)</p> <p>・国土交通省発注案件につき、談合により指名停止となった者が計10社あったとのことだが、本件で機構が指名停止をかけた者は5社となっている。なぜ差が生じているのか。</p>	<p>・10社のうち、機構中部支社で登録があったのが5社であったためである。</p>
-----	--	--

以上